

古殿町立古殿中学校いじめ防止基本方針

- 【校訓】 夢 協同 敬愛
【教育目標】 心豊かで賢くたくましい生徒
【目指す生徒像】 (知) 自ら学ぶ生徒
(徳) 礼儀正しく思いやりのある生徒
(体) 心身ともに健康な生徒

【家庭・地域との連携】
家庭・地域から信頼される学校づくりを目指し、連携して生徒の育成を行う。

・PTA・民生（児童）委員・青少年育成町民会議・地域行事への参加・町広報等での情報発信 等

【校内組織】
いじめ対策委員会
・開催 月1回以上
・委員長 校長
・副委員長 教頭
・委員 教務主任、生徒指導主事、養護教諭、心の教室教育相談員、SC、生徒指導学年担当者（1.2.3年）

【関係機関との連携】
迅速で効果的な「いじめ対策」を行うために次の機関との連携を強化する

・古殿町教育委員会
・県いじめ問題対策等支援運営協議会
・県中児童相談所
・石川町警察署 等

【いじめの定義】

生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人間関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

【いじめの未然防止】

いじめはどの生徒にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての生徒を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

- (1) 生徒が主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。
- (2) 学校の教育活動全体を通じ、生徒の自己有用感を高められる機会を充実させる。
- (3) 学校の教育活動全体を通じて、人権教育、道徳教育の充実や、読書活動、体験活動などの推進をする。
- (4) いじめ（インターネット等によるいじめを含む）について、校内研修や職員会議で積極的に取り上げ、平素からの共通理解を図るとともに、生徒、保護者に対しても周知徹底を図る。
- (5) 学校、PTA、地域の関係団体等と活動を共にする場やいじめの問題について協議する機会を設けるなど、家庭、地域と連携した取り組みを推進する。

【いじめの早期発見】

日頃からの生徒との信頼関係の構築に努め、見守りや声かけ等から生徒が示す小さな変化を見逃さないようにアンテナを高く保つ。

- (1) 日常的な観察を充実させ、生徒の様子に目を配る。
- (2) 定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- (3) 在籍する生徒及びその保護者、教職員がいじめに関する相談を行うことができる体制を整備する。

【いじめへの対処】

発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。

- (1) 被害生徒を守り通すとともに、いじめをやめさせ、その再発防止のために、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒等を指導する。
- (2) 教職員全員の共通理解、保護者の協力、教育委員会への報告、関係機関・専門機関との連携のもとで対応する。